

婦人少年局月報

Monthly Bulletin

W. M. B., L. M.

アメリカの婦人に對する同一賃金法
州が性別によつてその賃金率に差別をつけてはならないことを法律によつて規定している。

アメリカの婦人に對する同一賃金法
州が性別によつてその賃金率に差別をつけてはならないことを法律によつて規定している。

全國産業別年少有業者數 (昭和22年臨時國勢調査)

總理廳統計局

産業分類	男女總數	年少有業者數	年少有業者割合
全産業	20,849,333	3,981,538	11%
1 農業	15,035,303	1,639,741	11%
2 林業	485,299	39,337	9%
3 水産	571,907	67,635	12%
4 建設	618,444	56,143	9%
5 工業	1,126,750	97,699	9%
6 電気	4,856,214	624,089	13%
7 交通	169,753	12,869	7%
8 商業	1,784,832	75,852	4%
9 金融	316,643	14,437	7%
10 運輸	1,943,162	131,105	10%
11 通信	633,624	52,374	8%
12 娯楽	990,833	40,991	4%
13 公益	1,138,267	66,401	6%
14 その他	373,843	40,040	11%

本表の有業者とは雇傭者のみならず、自營業者、家族労働者、家事使用人をも含むものである。年少有業者数は満10歳以上満18歳未満の男女を含む男女總數は満18歳以上の男女と年少有業者を共に含むものである。

教育委員選舉について

教育行政を公正な國民の總意により、地方の實情に即して行なう教育委員の初選は、今年十月五日に行われた。今回の教育委員會に於いて、これまで地方自治體に於いていた教育行政は、私立學校、大學を除き、教育委員の手にうつされることになった。その委員には全國各地でそれぞれの分野から立候補者があつた。そのうち都道府縣、五大市では左の三十九名の女子當選者があつた。(括弧内の數字は年齢を示す)

廣吉中平平藤兒高平吉藤鈴湯飯田大石鈴
井田島田岡井玉山野田岡木本塚中高塚木
野八志志ハ千マ千恒セきああルサ三上
子直江つ二代エ鶴子イみいさ子き護子(省
郡京岐岐當靜新山神神美靜初山山(省
賀都阜阜山岡湯栗川城馬島木形形島城
三四六五五五五五四四四六四四二五四二
八一一八八一九三〇〇四三七九七〇二

婦人に特に關係のある法律 (二)

- 一、國家公務員共済組合法 (第三十五條) 二三年六月三〇日
分年給付及び遺族給付分年給付
第三十六條 遺族給付分年給付
第三十七條 遺族給付分年給付
第三十八條 遺族給付分年給付
第三十九條 遺族給付分年給付
第四十條 遺族給付分年給付
第四十一條 遺族給付分年給付
第四十二條 遺族給付分年給付
第四十三條 遺族給付分年給付
第四十四條 遺族給付分年給付
第四十五條 遺族給付分年給付
第四十六條 遺族給付分年給付
第四十七條 遺族給付分年給付
第四十八條 遺族給付分年給付
第四十九條 遺族給付分年給付
第五十條 遺族給付分年給付
第五十一條 遺族給付分年給付
第五十二條 遺族給付分年給付
第五十三條 遺族給付分年給付
第五十四條 遺族給付分年給付
第五十五條 遺族給付分年給付
第五十六條 遺族給付分年給付
第五十七條 遺族給付分年給付
第五十八條 遺族給付分年給付
第五十九條 遺族給付分年給付
第六十條 遺族給付分年給付
第六十一條 遺族給付分年給付
第六十二條 遺族給付分年給付
第六十三條 遺族給付分年給付
第六十四條 遺族給付分年給付
第六十五條 遺族給付分年給付
第六十六條 遺族給付分年給付
第六十七條 遺族給付分年給付
第六十八條 遺族給付分年給付
第六十九條 遺族給付分年給付
第七十條 遺族給付分年給付
第七十一條 遺族給付分年給付
第七十二條 遺族給付分年給付
第七十三條 遺族給付分年給付
第七十四條 遺族給付分年給付
第七十五條 遺族給付分年給付
第七十六條 遺族給付分年給付
第七十七條 遺族給付分年給付
第七十八條 遺族給付分年給付
第七十九條 遺族給付分年給付
第八十條 遺族給付分年給付
第八十一條 遺族給付分年給付
第八十二條 遺族給付分年給付
第八十三條 遺族給付分年給付
第八十四條 遺族給付分年給付
第八十五條 遺族給付分年給付
第八十六條 遺族給付分年給付
第八十七條 遺族給付分年給付
第八十八條 遺族給付分年給付
第八十九條 遺族給付分年給付
第九十條 遺族給付分年給付
第九十一條 遺族給付分年給付
第九十二條 遺族給付分年給付
第九十三條 遺族給付分年給付
第九十四條 遺族給付分年給付
第九十五條 遺族給付分年給付
第九十六條 遺族給付分年給付
第九十七條 遺族給付分年給付
第九十八條 遺族給付分年給付
第九十九條 遺族給付分年給付
第一百條 遺族給付分年給付

勞働力人口・組合員數・賃金

	總數	男	女	%
勞働力人口(7月)	35,860,000	21,710,000	14,140,000	39.1
組合員數(8月)	6,587,282	5,070,592	1,516,413	21.1
平均賃金(8月)	¥ 5,961	¥ 6,866	¥ 2,952	43.0

註 組合員數において男女の計がその合計と一致しないのは男女内訳不明があるためである。
イは總數に對する女子は男子に對する女子の割合である。



總同盟全國婦人部 代表者會議

東京日合開東... 本都本... 合開東... 本都本... 合開東... 本都本...

組合婦人部の組織状況

労働統計調査局の1948年6月30日現在の資料によつて労働組合における婦人部の組織状況をみると婦人部のある組合は8,306。その組合員総数3,246,227の中婦人部員数は781,262である。

Table with 4 columns: 組合数, 組合員数, 婦人部数, 婦人部員数. Rows include 総数, 同盟別, 産業別, その他の組織, 全国的組織, 独自の組織, その他.

學齡生徒労働の實態

労働基準法が實施されること... 學齡生徒の労働... 労働基準法が實施されること...



女性の進出

女性の進出... 労働市場... 女性の進出... 労働市場...

児童(修正)産業別就業状況

昭和22年3月の国民學校修了児童数は2,009,184名(男1,336,447名、女1,272,687名)である。右の中上級學校入學者は2,126,075名(男1,095,824名、女1,030,251名)で修了児童總数の81.5%にあたり、就業者は458,188名(男227,547名、女230,639名)で修了児童總数の17.6%に相當し、未就職者及びその他は24,876名で修了児童總数の0.9%となつてゐる。

Table with 10 columns: 産業, 初等科, 高等科, 合計. Rows include 農業, 水産業, 林業, 工業, 商業, 交通運輸, 自由業, 公務, 家事業, その他.

紹介刊新

労働基準法... 労働基準法... 労働基準法... 労働基準法...

一九四八年十一月一日發行... 労働省... 中央労働委員会... 飯田北理... 印刷所... 東京労働区芝南、佐久間町一ノ七... 發行所... 東京労働区芝南、佐久間町一ノ七... 發行所... 東京労働区芝南、佐久間町一ノ七...